

V 免許取得後の宅建業者が行うこと

免許取得後① 事務所に設置するべきものについて

宅建業者は、標識の掲示等が義務付けられています。

1 業者票の掲示(法第50条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に業者票を掲示してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
顔写真の名称	
代表者氏名	
この事務所に着かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

2 報酬額表の掲示(法第46条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に報酬額表を掲示してください。

3 帳簿(取引台帳)の備え付け(法第49条)

事務所ごとに業務に関する帳簿(取引台帳)を備え、取引のあったつど記載してください。
また、帳簿(取引台帳)は、事業年度末から5年間(自ら売り主となる新築住宅に係るものにあつては10年間)保存してください。

4 従業者証明書の携帯と従業者名簿の備え付け(法第48条)

(1) 従業者証明書

宅建業者は、従業者に、従業者であることを証する証明書を携帯させてください。

従業者は、取引関係者の請求があつたときは、従業者証明書を提示してください。

従業者証明書番号の振り方については、「添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p.29)を参照してください。

従業者証明書 従業者証明写真	
2.4cm	3.0cm
写真	
従業者氏名 (年 月 日 生)	
免許証番号	
この書は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明し、主たる事務所有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
国土交通大臣 () 第 号	
顔写真の名称	

(2) 従業者名簿

事務所ごとに従業者名簿を備え付けてください。

取引関係者の請求があつたときは、閲覧に供してください。

最終記載日から10年間保存してください。

従業者名簿						
氏名	性別	生年月日	業種 免許番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるかどうかの別	この事務所の従業者となった年月日

* 書式は(公社)埼玉県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会で購入できます。
また、一部の書式は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について

宅建業者が行う主な申請届出は、以下のとおりです。
手続きの詳細は、埼玉県ホームページから確認してください。

1 更新申請

有効期間の満了後、引き続き宅建業を営もうとする方は、有効期間が満了する90日前から30日前までの間に、更新免許申請書類を提出してください。

免許の有効期間が満了すると、自動的に免許は失効しますので注意してください。

2 名簿登載事項変更届出書

以下について変更があった場合には、30日以内に変更届出書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 事務所の変更（移転・新設・廃止・名称変更）
- (3) 代表者の改姓改名
- (4) 法人役員の変更（就任・退任・改姓改名・代表者の交代）
- (5) 専任の宅建士の変更（就任・退任・改姓改名）
- (6) 政令使用人の変更（就任・退任・改姓改名）

3 廃業等届出書

免許有効期間中の業者が、宅建業を廃業する場合は、廃業等届出書類を提出してください。

なお、営業保証金を直接供託した業者については、廃業等届出書類を提出した後に、営業保証金を取り戻すための手続きが必要です。

4 50条2項の届出書

契約の締結又は申し込みを行う案内所等を設置する場合は、案内所等の所在する都道府県に届出書類を提出してください。

* 提出先は免許権者ではありません。

5 住宅瑕疵担保履行法の届出書

新築住宅を引き渡した場合は、年1回の基準日（3月31日）から3週間以内に、保険加入などの資力確保措置について、届出書類を提出してください。

免許取得後③ 営業保証金供託済届出について

以下の場合には、営業保証金供託済届出書を持参してください。
提出時には、供託書の原本の提示と写しの提出が必要です。

* 保証協会加入業者は手続不要です。

(1) 営業保証金を供託した場合

ア 新規免許の取得

免許通知ハガキを併せて持参してください。

イ 事務所の新設

名簿登載事項変更届出書類を併せて持参してください。

ウ 不足額の発生

エ 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失

(2) 保管替え(供託所の変更)をした場合

(3) 供託物を差し替えた場合

供託書 (営業保証)		字加入	字削除	頁																						
申請年月日	平成28年7月23日	法令条項	宅地建物取引業法第25条	平成28年度金第123号																						
供託所の表示	さいたま地方務局上尾出張所	供託の原因たる事実 供託者は、平成28年7月20日宅地建物取引業の免許を受けた者であるが、このたび、事業開始に当たり供託者肩書地に主たる事務所を設けたので、所定の営業保証金として金1,000万円を供託する。																								
供託者の住所氏名	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 株式会社埼玉不動産 代表取締役 埼玉 太郎																									
官及庁の名称等	埼玉県知事免許番号(1)777777号																									
備考																										
供託金額	<table border="1"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			¥	1	0	0	0	0	0	0	0	上記供託金の受け入れを証する。 平成 28 年 7 月 23 日 日本銀行 さいたま営業部		
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
		¥	1	0	0	0	0	0	0	0																
上記供託を受領する。供託金を平成28年7月30日までに日本銀行 さいたま営業部 において供託金口座に納入されたい。同日までに納入しないときは、この決定は効力を失う。 平成 28 年 7 月 23 日 さいたま地方務局 供託官 甲山 甲太郎		上記供託金の受け入れを証する。 平成 28 年 7 月 23 日 日本銀行 さいたま営業部																								

供託官の印

日本銀行
代理店印

営業保証金供託済届出書

埼玉県知事

届出者 商号又は名称 **株式会社 埼玉不動産**
 郵便番号 (**330-9301**)
 主たる事務所の
 所在地 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**
 氏 名 **代表取締役 埼玉 太郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 (**048**) **830-5492**
 ファクシミリ番号 (**048**) **830-4887**

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号

※	※	1 1 (1)	7 7 7 7 7 7
---	---	---------	-------------

供託の原因	1. 新規免許の取得 (法第25条) 2. 事務所の新設 (法第26条) 3. 不足額の発生 (法第28条) 4. 保管替え等 (法第29条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15) 6. 変換 (差し替え)	
1		
供 託 番 号		供 託 年 月 日
H 2 8 年度	1 金 2 証 3 国 第 1 2 3 号	平成28年7月23日
		さいたま法務局 支局 地方 上尾出張所
金銭の場合の供託額 (円)		1 0 0 0 0
有価証券の場合の供託額		額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)		
振替国債の場合の供託額 (円)		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供 託 番 号	
	年度	1 金 2 証 3 国 第 号
	年度	1 金 2 証 3 国 第 号
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名 称	所 在 地
	本店	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1